

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ リース取引と消費税

Q : 今月からリース取引が売買取引として処理されるようになったそうですが、消費税の取扱いはどのようになりますか？

A : 引渡を受けた日にその全額に係る消費税額を控除することができますが、帳簿等一定の書類の整備が必要です。

【解説】

すでにご承知のとおり、4月以後契約するリース取引については、会計処理を売買処理にしているか、賃借処理をしているかに関わらず、税務上は、その資産の引渡しがあった時に資産の譲渡があったものとして取り扱われることとなっています。

そして、消費税についても、資産の引渡しがあった時に売買があったものとして仕入れに係る消費税額の計算をすることになりますが、仕入税額控除を受けるには、課税仕入等の事実を記録した次の事項が記載された「帳簿」と課税仕入等の事実を証する請求書等を保存しなければならないとされています。

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入を行なった年月日
- ③ 課税仕入に係る資産又は役務の内容
- ④ 課税仕入に係る支払対価の額

したがって、賃借取引をしている場合などは特に、リース物件の引渡年月日、リース料総額及び総額に対する消費税額をリース資産管理台帳などにもれなく記載し、整理保存しておかなければなりませんので忘れないよう注意しておいてください。

